

大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱 改正新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)																
<p style="text-align: center;">大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>附則 (略) この要綱は、令和5年9月28日から施行する。</p> <p>別表</p> <p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="91 719 1104 868"> <thead> <tr> <th>1.対象事業^{※1}</th> <th>2.基準額</th> <th>3.対象経費</th> <th>4.補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要介護状態の高齢者(65歳以上)【要介護2以上】 精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事業 整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者(15歳未満) ももってNET事業 夜間・休日における搬送困難患者の最終受入病院当番制事業 </td> <td> ①平日時間内^{※2} 24,000円/件×件数 ②①以外 30,000円/件×件数 </td> <td> 救急告示医療機関において搬送困難症例の受入れのために行う体制確保に要する人件費 (報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費) </td> <td>3分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：対象事業は、消防機関からの救急搬送により受入れたものとする。また、同一の事業において複数以上の対象事業に該当する場合であっても、原則として1件として取り扱う。ただし、夜間・休日における搬送困難患者の最終受入病院当番制事業についてはこの限りでない。</p> <p>※2：救急隊が「ももってNET」を要請した場合、医療機関が「○」と回答し、最終的に当該患者を受け入れた事業であること。</p> <p>※3：平日時間内とは、休日(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始)を除く日の9時00分から18時59分までとする。</p> <p>※4：令和5年5月8日から同年9月30日までに受け入れ要請があった事業を対象とする。</p>	1.対象事業 ^{※1}	2.基準額	3.対象経費	4.補助率	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態の高齢者(65歳以上)【要介護2以上】 精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事業 整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者(15歳未満) ももってNET事業 夜間・休日における搬送困難患者の最終受入病院当番制事業 	①平日時間内 ^{※2} 24,000円/件×件数 ②①以外 30,000円/件×件数	救急告示医療機関において搬送困難症例の受入れのために行う体制確保に要する人件費 (報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費)	3分の1	<p style="text-align: center;">大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>附則 (略) (新設)</p> <p>別表</p> <p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="1153 719 2150 868"> <thead> <tr> <th>1.対象事業^{※1}</th> <th>2.基準額</th> <th>3.対象経費</th> <th>4.補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要介護状態の高齢者(65歳以上)【要介護2以上】 精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事業 整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者(15歳未満) ももってNET事業 夜間・休日における搬送困難患者の最終受入病院当番制事業 </td> <td> ①平日時間内^{※2} 24,000円/件×件数 ②①以外 30,000円/件×件数 </td> <td> 救急告示医療機関において搬送困難症例の受入れのために行う体制確保に要する人件費 (報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費) </td> <td>3分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：対象事業は、消防機関からの救急搬送により受入れたものとする。また、同一の事業において複数以上の対象事業に該当する場合であっても、原則として1件として取り扱う。ただし、夜間・休日における搬送困難患者の最終受入病院当番制事業についてはこの限りでない。</p> <p>※2：救急隊が「ももってNET」を要請した場合、医療機関が「○」と回答し、最終的に当該患者を受け入れた事業であること。</p> <p>※3：平日時間内とは、休日(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始)を除く日の9時00分から18時59分までとする。</p> <p>(新設)</p>	1.対象事業 ^{※1}	2.基準額	3.対象経費	4.補助率	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態の高齢者(65歳以上)【要介護2以上】 精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事業 整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者(15歳未満) ももってNET事業 夜間・休日における搬送困難患者の最終受入病院当番制事業 	①平日時間内 ^{※2} 24,000円/件×件数 ②①以外 30,000円/件×件数	救急告示医療機関において搬送困難症例の受入れのために行う体制確保に要する人件費 (報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費)	3分の1
1.対象事業 ^{※1}	2.基準額	3.対象経費	4.補助率														
<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態の高齢者(65歳以上)【要介護2以上】 精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事業 整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者(15歳未満) ももってNET事業 夜間・休日における搬送困難患者の最終受入病院当番制事業 	①平日時間内 ^{※2} 24,000円/件×件数 ②①以外 30,000円/件×件数	救急告示医療機関において搬送困難症例の受入れのために行う体制確保に要する人件費 (報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費)	3分の1														
1.対象事業 ^{※1}	2.基準額	3.対象経費	4.補助率														
<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態の高齢者(65歳以上)【要介護2以上】 精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事業 整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者(15歳未満) ももってNET事業 夜間・休日における搬送困難患者の最終受入病院当番制事業 	①平日時間内 ^{※2} 24,000円/件×件数 ②①以外 30,000円/件×件数	救急告示医療機関において搬送困難症例の受入れのために行う体制確保に要する人件費 (報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費)	3分の1														